

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第11号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程等の一部を改正する規程

第1条 京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(家族割引普通券の発売)</p> <p>第8条の3 家族割引普通券は、次の各号に掲げる旅客に対し、発売する。</p> <p>(1) 通勤定期券等(第3条第4項に規定する通勤定期券、通勤通学定期券(甲)、通勤通学定期券(乙)及び全線定期券、第25条に規定する乗継通勤定期券、京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程第3条に規定する連絡通勤定期券、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条に規定する乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券及び乗合自動車・高速鉄道共通全線定期券並びに<u>京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券</u>に関する要綱に規定する京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券(通勤)、京阪バス連絡専用割引定期券に関する要綱に規定する京阪バス連絡専用割引定期券(通勤)をいう。以下同じ。)のいずれかを所持する者及びその同伴する家族(当該所持者と同居する2親等以内の家族及びその配偶者をいう。以下同じ。)</p>	<p>(家族割引普通券の発売)</p> <p>第8条の3 家族割引普通券は、次の各号に掲げる旅客に対し、発売する。</p> <p>(1) 通勤定期券等(第3条第4項に規定する通勤定期券、通勤通学定期券(甲)、通勤通学定期券(乙)及び全線定期券、第25条に規定する乗継通勤定期券、京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程第3条に規定する連絡通勤定期券、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条に規定する乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券及び乗合自動車・高速鉄道共通全線定期券並びに<u>京阪バス連絡専用割引定期券</u>に関する要綱に規定する京阪バス連絡専用割引定期券(通勤)をいう。以下同じ。)のいずれかを所持する者及びその同伴する家族(当該所持者と同居する2親等以内の家族及びその配偶者をいう。以下同じ。)</p>

## 第2節の3 一日乗車券カード

### 第11条の9 削除

(一日乗車券カードの通用期間)

第11条の10 一日乗車券カードの通用期間は、令和6年3月31日までとする。

(一日乗車券カードの使用方法)

第11条の11 一日乗車券カードを所持する旅客は、旅客が指定する日1日限りにおいて、均一路線を多回数乗車することができる。

2 一日乗車券カードを所持する旅客が、一日乗車券カードを使用するときは、運賃を支払う際、カードリーダーに一日乗車券カードを挿入しなければならない。ただし、使用時の日付が印字されている場合は、この限りではない。

なお、第2条に定める調整路線の乗合自動車に乗車する場合は、乗車及び降車の際、カードリーダーに一日乗車券カードを挿入しなければならない。この場合、整理券発行機からの整理券の取り出しは、必要ないものとする。

3 一日乗車券カードを所持する旅客が、均一路線と調整路線をまたがって乗車する場合は、調整路線における乗車区間を新たに乗車したものとみなして計算して得た旅客運賃の額を支払わなければならない。

(一日乗車券カードによる旅客運賃の払戻し)

## 第2節の3 削除

### 第11条の9から第11条の13まで 削除

第11条の12 一日乗車券カードを所持する旅客は、当該一日乗車券カードが使用開始前であるときに限り、払戻しをすることができる。

2 前項の規定により一日乗車券カードによる旅客運賃の払戻しの請求をしようとする旅客は、手数料として一日乗車券カード1枚につき200円を納入しなければならない。

3 一日乗車券カードによる旅客運賃の払戻しは、第4条に定める回数券の発売場所及び地下鉄駅において行う。ただし、地下鉄駅においては、大人用のみ払戻しを行う。

(一日乗車券カードが使用不能となった場合)

第11条の13 一日乗車券カードが折損等によって使用することが不能となった場合において、旅客に悪意がないと認めるときは、当該一日乗車券カードと引き換えに新しい一日乗車券カードを発行する。

2 前項に定める一日乗車券カードの発行は、第4条に定める回数券の発売場所及び地下鉄駅において行う。ただし、地下鉄駅においては、大人用のみ発行を行う。

(特定割引乗車券の発売対象者)

第53条 特定割引普通券及び特定割引回数券は、次の各号に掲げる旅客に対し、発売する。ただし、第60条の規定によ

(特定割引乗車券の発売対象者)

第53条 特定割引普通券及び特定割引回数券は、次の各号に掲げる旅客に対し、発売する。ただし、第60条の規定によ

り旅客運賃の無料扱いの適用を受ける旅客を除く。

(1) ～ (2) 略

- (3) 本市の区域外に住所を有する児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人
- ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童
- イ 略

(旅客運賃の無料)

第60条 条例第12条第2項により、本市の区域内に住所を有する旅客(本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。)で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。

(1) ～ (2) 略

- (3) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人
- ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センター

り旅客運賃の無料扱いの適用を受ける旅客を除く。

(1) ～ (2) 略

- (3) 本市の区域外に住所を有する児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人
- ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)、同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童
- イ 略

(旅客運賃の無料)

第60条 条例第12条第2項により、本市の区域内に住所を有する旅客(本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。)で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。

(1) ～ (2) 略

- (3) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人
- ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター及

を除く。)、同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童

イ 略

(乗車券の無効及び回収)

第64条 乗車券(敬老乗車券を除く。)を所持する旅客が次の各号の一に該当する場合は、当該乗車券を無効として回収する。ただし、当該旅客に悪意がないことが証明できる場合は、この限りでない。

(1) 券面表示事項又は裏面の磁気情報をぬり消し、又は改変して乗車券を使用したとき。

(2)~(11) 略

び里親支援センターを除く。)、同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童

イ 略

(乗車券の無効及び回収)

第64条 乗車券(敬老乗車券を除く。)を所持する旅客が次の各号の一に該当する場合は、当該乗車券を無効として回収する。ただし、当該旅客に悪意がないことが証明できる場合は、この限りでない。

(1) 券面表示事項又は裏面の磁気情報を改ざんして乗車券を使用したとき。

(2)~(11) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和6年3月29日)

(施行期日)

1 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した定期券の通用期間中の取扱いは、なお従前の例による。

第2条 京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則(昭和53年10月23日)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券を所持する旅客は、当該一日乗車券をその通用期日に限り使用することができる。</u></p>	<p>附 則(昭和53年10月23日)</p> <p>1～3 略</p>
<p>附 則(昭和56年1月24日)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券を所持する旅客は、当該一日乗車券をその通用期日にそのまま使用することができる。</u></p> <p>6 <u>前4項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。</u></p>	<p>附 則(昭和56年1月24日)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>前3項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。</u></p>
<p>附 則(平成8年8月23日)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗継普通券、昼間割引回数券及び一日乗車券カードは、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。</u></p>	<p>附 則(平成8年8月23日)</p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>改正後の規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗継普通券は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。</u></p>

附 則(平成26年3月31日)

1 略

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した片道普通券並びに220円券5枚綴り回数券、220円券15枚及び110円券1枚つづり回数券、220円券26枚綴り回数券及び110円券13枚綴り昼間割引回数券、220円券13枚つづり昼間割引回数券は、使用することができる。

附 則(平成30年3月16日)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第21条第4項及び第23条の2第3項の規定は、平成30年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券カードは、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。

3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

附 則(平成26年3月31日)

1 略

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した片道普通券並びに220円券5枚つづり回数券、220円券15枚及び110円券1枚つづり回数券及び220円券26枚つづり回数券は、使用することができる。

附 則(平成30年3月16日)

(施行期日)

この規程は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第21条第4項及び第23条の2第3項の規定は、平成30年3月24日から施行する。

附 則(令和元年9月30日)

1 略

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程(以下「改正後の規定」という。)の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した230円券14枚及び180円券1枚つづり回数券、230円券25枚つづり回数券、120円券12枚つづり昼間割引回数券及び230円券12枚つづり昼間割引回数券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該乗車券を使用することができる。

附 則(令和3年9月30日)

(施行期日)

1 この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券カード、昼間割引回数券及び回数券カードは、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。

3 改正後の規程にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した昼間割引回

附 則(令和元年9月30日)

1 略

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程(以下「改正後の規定」という。)の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した230円券14枚及び180円券1枚つづり回数券及び230円券25枚つづり回数券を所持する旅客は、別に定めるところにより当該乗車券を使用することができる。

附 則(令和3年9月30日)

(施行期日)

この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。



数券の取扱いについては、なお従前の例  
による。

4 前2項に定めるもののほか、この規程  
の施行に関し必要な経過措置は、管理者  
が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則（令和6年3月29日）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)